



目 次

	ページ
◇ 告 示	ページ
○ 放置自転車の移動及び保管【都市整備局道路部道路維持課】	2
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置の許可申請 （2件）【環境局環境監視部環境監視課】	6
◇ 公 告	
○ 借入れ及び保守業務契約に係る一般競争入札の公告【総務市民局市民部区政推進課】	25
◇ 上下水道局	
○ 特定調達契約に係る一般競争入札の公告【上下水道局下水道部施設課】	27

北九州市告示第9号

北九州市自転車の放置の防止に関する条例（平成元年北九州市条例第8号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により放置自転車を移動し、保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和8年1月16日

北九州市長 武内和久

- 1 移動し、保管した自転車が放置されていた場所、移動し、保管した自転車の台数、移動し、保管した年月日並びに保管及び返還を行う場所別表のとおり

- 2 返還事務を行う時間

月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで

土曜日 午後1時から午後5時まで

ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は、返還事務を行わない。

- 3 問合せ先

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市都市整備局道路部道路維持課（電話 093-582-2274）

- 4 返還を受けるために必要な事項

自転車の返還を受けようとする者は、自己の住所及び氏名並びに当該自転車の利用者等であることを証明するものを提示しなければならない。

- 5 その他

この告示に係る自転車について、この告示の日から起算して3月を経過しても利用者等が当該自転車を引き取らない場合は、北九州市において処分する。

別表

移動し、保管した自転車が放置されていた場所	移動し、保管した自転車の台数	移動し、保管した年月日	保管及び返還を行う場所
門司区自転車放置禁止区域外	4台	令和7年1 2月10日	北九州市小倉北区青葉二丁目1番 青葉自転車保管所
	4台	令和7年1 2月25日	
JR小倉駅周辺地区自転	12台	令和7年1	

車放置禁止区域		2月17日	
J R 西小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域	1台	令和7年1 2月25日	
J R 南小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域	5台	令和7年1 2月10日	北九州市小倉南区下城野一丁目1番 下城野自転車保管所
小倉北区自転車放置禁止区域外	2台	令和7年1 2月1日	
	2台	令和7年1 2月3日	
	3台	令和7年1 2月4日	
	1台	令和7年1 2月8日	
	1台	令和7年1 2月9日	
	4台	令和7年1 2月16日	
	3台	令和7年1 2月17日	
	1台	令和7年1 2月18日	
	2台	令和7年1 2月19日	
	3台	令和7年1 2月23日	
	1台	令和7年1 2月24日	
	3台	令和7年1 2月25日	
	2台	令和7年1 2月26日	
J R 下曾根駅周辺地区自転車放置禁止区域	2台	令和7年1 2月22日	

小倉南区自転車放置禁止区域外	2台	令和7年1 2月2日	
	2台	令和7年1 2月3日	
	3台	令和7年1 2月5日	
	1台	令和7年1 2月9日	
	1台	令和7年1 2月10日	
	3台	令和7年1 2月11日	
	2台	令和7年1 2月15日	
	3台	令和7年1 2月17日	
	3台	令和7年1 2月19日	
	2台	令和7年1 2月22日	
	3台	令和7年1 2月23日	
	3台	令和7年1 2月24日	
	1台	令和7年1 2月26日	
若松区自転車放置禁止区域外	1台	令和7年1 2月3日	北九州市戸畠区三六 町13番 三六自転車保管所
	1台	令和7年1 2月5日	
	3台	令和7年1 2月11日	
	1台	令和7年1 2月18日	

	3台	令和7年1 2月26日	
八幡東区自転車放置禁止区域外	1台	令和7年1 2月12日	北九州市八幡西区大字藤田2319番6 藤田自転車保管所
JR黒崎駅周辺地区自転車放置禁止区域	4台	令和7年1 2月4日	
JR折尾駅周辺地区自転車放置禁止区域	2台	令和7年1 2月16日	北九州市八幡西区長崎町2番 長崎町自転車保管所
JR陣原駅周辺地区自転車放置禁止区域	1台	令和7年1 2月24日	
八幡西区自転車放置禁止区域外	4台	令和7年1 2月1日	北九州市八幡西区大字藤田2319番6 藤田自転車保管所
	1台	令和7年1 2月4日	
	1台	令和7年1 2月10日	
	2台	令和7年1 2月11日	
	9台	令和7年1 2月15日	
	1台	令和7年1 2月16日	
	1台	令和7年1 2月22日	
	3台	令和7年1 2月24日	
JR九州工大前駅周辺地区自転車放置禁止区域	9台	令和7年1 2月12日	北九州市戸畠区三六町13番 三六自転車保管所
	24台	令和7年1 2月23日	
JR戸畠駅周辺地区自転車放置禁止区域	1台	令和7年1 2月18日	
戸畠区自転車放置禁止区域外	3台	令和7年1 2月17日	

北九州市告示第10号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可申請があつたので、同条第4項の規定によりその概要を告示し、同条第3項に規定する事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該特定施設の設置に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日までに、北九州市長に、事前評価に関する事項についての意見書を提出することができる。

令和8年1月16日

北九州市長 武内和久

1 申請の概要

(1) 申請者

大阪府吹田市西御旅町5番8号

株式会社日本触媒イオネル国内立地準備室長 高木浩之

(2) 工場又は事業場の所在地及び名称

北九州市若松区響町一丁目94番5号

株式会社日本触媒北九州工場

(3) 設置される特定施設に関する事項

ア 名称、種類及び能力

(ア)

名称	T—1981
種類	水質汚濁防止法施行令別表第1の第27号又に掲げる廃ガス洗浄施設
能力	2, 800 Nm ³ ／時間

(イ)

名称	T—1982
種類	水質汚濁防止法施行令別表第1の第27号又に掲げる廃ガス洗浄施設
能力	2, 900 Nm ³ ／時間

(ウ)

名称	T—1991
種類	水質汚濁防止法施行令別表第1の第27号又に掲げる廃ガス洗浄施設
能力	4, 000 Nm ³ ／時間

(エ)

名称	T—1992
種類	水質汚濁防止法施行令別表第1の第27号又に掲げる廃ガス洗浄施設
能力	4, 300 N m ³ ／時間

(オ)

名称	T—1993
種類	水質汚濁防止法施行令別表第1の第27号又に掲げる廃ガス洗浄施設
能力	4, 100 N m ³ ／時間

(カ)

名称	T—1081
種類	水質汚濁防止法施行令別表第1の第27号又に掲げる廃ガス洗浄施設
能力	1, 500 N m ³ ／時間

(キ)

名称	T—1082
種類	水質汚濁防止法施行令別表第1の第27号又に掲げる廃ガス洗浄施設
能力	1, 500 N m ³ ／時間

(ク)

名称	A T—001
種類	水質汚濁防止法施行令別表第1の第27号又に掲げる廃ガス洗浄施設
能力	8. 3 m ³ ／分

(ケ)

名称	F—1312
種類	水質汚濁防止法施行令別表第1の第27号イに掲げるろ過施設
能力	2, 786 L (容量)

(コ)

名称	F—1512 A 1
種類	水質汚濁防止法施行令別表第1の第27号イに掲げるろ過施設
能力	0. 85 m ³ ／時間

(サ)

名称	F—1512A2
種類	水質汚濁防止法施行令別表第1の第27号イに掲げるろ過施設
能力	0. 85 m ³ ／時間

(シ)

名称	F—1512B1
種類	水質汚濁防止法施行令別表第1の第27号イに掲げるろ過施設
能力	0. 85 m ³ ／時間

(ス)

名称	F—1512B2
種類	水質汚濁防止法施行令別表第1の第27号イに掲げるろ過施設
能力	0. 85 m ³ ／時間

(セ)

名称	F—1602
種類	水質汚濁防止法施行令別表第1の第27号イに掲げるろ過施設
能力	8 m ² (ろ過面積)

イ 使用時間間隔、1日当たりの使用時間、季節的変動及び設置年月日

(ア)

名称	T—1981
使用時間間隔	連続稼働
1日当たりの使用時間	24時間
季節的変動	なし
設置年月日	令和10年1月31日

(イ)

名称	T—1982
使用時間間隔	連続稼働
1日当たりの使用時間	24時間
季節的変動	なし
設置年月日	令和10年1月31日

(ウ)

名称	T—1991
使用時間間隔	連続稼働
1日当たりの使用時間	24時間
季節的変動	なし
設置年月日	令和10年1月31日

(エ)

名称	T—1992
使用時間間隔	連続稼働
1日当たりの使用時間	24時間
季節的変動	なし
設置年月日	令和10年1月31日

(オ)

名称	T—1993
使用時間間隔	連続稼働
1日当たりの使用時間	24時間
季節的変動	なし
設置年月日	令和10年1月31日

(カ)

名称	T—1081
使用時間間隔	連続稼働
1日当たりの使用時間	24時間
季節的変動	なし
設置年月日	令和10年1月31日

(キ)

名称	T—1082
使用時間間隔	連続稼働（定修時）
1日当たりの使用時間	24時間（定修時）
季節的変動	なし
設置年月日	令和10年1月31日

(ク)

名称	A T—001
使用時間間隔	1回／日
1日当たりの使用時間	7.5時間

季節的変動	なし
設置年月日	令和 10 年 1 月 31 日

(ケ)

名称	F—1312
使用時間間隔	2回／日
1日当たりの使用時間	6 時間
季節的変動	なし
設置年月日	令和 10 年 1 月 31 日

(コ)

名称	F—1512A1
使用時間間隔	連続稼働
1日当たりの使用時間	24 時間
季節的変動	なし
設置年月日	令和 10 年 1 月 31 日

(サ)

名称	F—1512A2
使用時間間隔	連続稼働
1日当たりの使用時間	24 時間
季節的変動	なし
設置年月日	令和 10 年 1 月 31 日

(シ)

名称	F—1512B1
使用時間間隔	連続稼働
1日当たりの使用時間	24 時間
季節的変動	なし
設置年月日	令和 10 年 1 月 31 日

(ス)

名称	F—1512B2
使用時間間隔	連続稼働
1日当たりの使用時間	24 時間
季節的変動	なし
設置年月日	令和 10 年 1 月 31 日

(セ)

名称	F—1602
----	--------

使用時間間隔	最大2回／日
1日当たりの使用時間	最大24時間
季節的変動	なし
設置年月日	令和10年1月31日

ウ 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の1日当たりの通常の量及び最大の量並びに当該汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値

(ア)

名称	T-1981
汚水等の量 (m ³ ／日)	通常 1,600 最大 1,760
水素イオン濃度	通常 8～12 最大 8～12
化学的酸素要求量 (mg／ℓ)	通常 3,996 最大 3,996
浮遊物質量 (mg／ℓ)	通常 3.7 最大 3.7
窒素含有量 (mg／ℓ)	通常 2.3 最大 2.3
燐含有量 (mg／ℓ)	通常 0.19 最大 0.19
ふっ素含有量 (mg／ℓ)	通常 0 最大 0

(イ)

名称	T-1982
汚水等の量 (m ³ ／日)	通常 1,600 最大 1,760
水素イオン濃度	通常 8～12 最大 8～12
化学的酸素要求量 (mg／ℓ)	通常 3,996 最大 3,996
浮遊物質量 (mg／ℓ)	通常 3.7 最大 3.7

窒素含有量 (m g / ℓ)	通常 2 . 3 最大 2 . 3
燐含有量 (m g / ℓ)	通常 0 . 1 9 最大 0 . 1 9
ふっ素含有量 (m g / ℓ)	通常 0 最大 0

(ウ)

名称	T - 1 9 9 1
汚水等の量 (m ³ / 日)	通常 8 5 . 4 最大 9 4 . 0
水素イオン濃度	通常 1 0 ~ 1 3 最大 1 0 ~ 1 3
化学的酸素要求量 (m g / ℓ)	通常 3 . 1 最大 3 . 1
浮遊物質量 (m g / ℓ)	通常 3 . 7 最大 3 . 7
窒素含有量 (m g / ℓ)	通常 2 . 3 最大 2 . 3
燐含有量 (m g / ℓ)	通常 0 . 1 9 最大 0 . 1 9
ふっ素含有量 (m g / ℓ)	通常 3 , 6 8 2 最大 3 , 6 8 2

(エ)

名称	T - 1 9 9 2
汚水等の量 (m ³ / 日)	通常 8 5 . 4 最大 9 4 . 0
水素イオン濃度	通常 1 0 ~ 1 3 最大 1 0 ~ 1 3
化学的酸素要求量 (m g / ℓ)	通常 3 . 1 最大 3 . 1
浮遊物質量 (m g / ℓ)	通常 3 . 7 最大 3 . 7
窒素含有量 (m g / ℓ)	通常 2 . 3 最大 2 . 3

燐含有量 (m g / ℓ)	通常 0. 1 9 最大 0. 1 9
ふっ素含有量 (m g / ℓ)	通常 3, 6 8 2 最大 3, 6 8 2

(オ)

名称	T - 1 9 9 3
汚水等の量 (m ³ / 日)	通常 8 5. 4 最大 9 4. 0
水素イオン濃度	通常 1 0 ~ 1 3 最大 1 0 ~ 1 3
化学的酸素要求量 (m g / ℓ)	通常 3. 1 最大 3. 1
浮遊物質量 (m g / ℓ)	通常 3. 7 最大 3. 7
窒素含有量 (m g / ℓ)	通常 2. 3 最大 2. 3
燐含有量 (m g / ℓ)	通常 0. 1 9 最大 0. 1 9
ふっ素含有量 (m g / ℓ)	通常 3, 6 8 2 最大 3, 6 8 2

(カ)

名称	T - 1 0 8 1
汚水等の量 (m ³ / 日)	通常 0. 4 0 最大 0. 4 4
水素イオン濃度	通常 1 ~ 7 最大 1 ~ 7
化学的酸素要求量 (m g / ℓ)	通常 3. 1 最大 3. 1
浮遊物質量 (m g / ℓ)	通常 3. 7 最大 3. 7
窒素含有量 (m g / ℓ)	通常 2 4 5 最大 2 4 5
燐含有量 (m g / ℓ)	通常 0. 1 9 最大 0. 1 9

ふっ素含有量 (m g / ℓ)	通常 3 3 2 最大 3 3 2
---------------------	----------------------

(キ)

名称	T—1 0 8 2
汚水等の量 (m ³ / 日)	通常 0. 0 3 5 最大 0. 3 5
水素イオン濃度	通常 8 ~ 1 0 最大 8 ~ 1 0
化学的酸素要求量 (m g / ℓ)	通常 5 0 0 最大 5 0 0
浮遊物質量 (m g / ℓ)	通常 3. 7 最大 3. 7
窒素含有量 (m g / ℓ)	通常 2. 3 最大 2. 3
燐含有量 (m g / ℓ)	通常 0. 1 9 最大 0. 1 9
ふっ素含有量 (m g / ℓ)	通常 2, 2 6 2 最大 2, 2 6 2

(ク)

名称	A T—0 0 1
汚水等の量 (m ³ / 日)	通常 0. 0 0 2 3 最大 0. 0 0 9 3
水素イオン濃度	通常 8 ~ 1 2 最大 8 ~ 1 2
化学的酸素要求量 (m g / ℓ)	通常 1 2 7 最大 1 2 7
浮遊物質量 (m g / ℓ)	通常 0 最大 0
窒素含有量 (m g / ℓ)	通常 7 7 最大 7 7
燐含有量 (m g / ℓ)	通常 0. 2 0 最大 0. 2 0
ふっ素含有量 (m g / ℓ)	通常 9, 0 4 8 最大 9, 0 4 8

(ケ)

名称	F—1 3 1 2
汚水等の量 (m ³ ／日)	通常 0. 3 0 最大 0. 3 3
水素イオン濃度	通常 5～1 0 最大 5～1 0
化学的酸素要求量 (m g／ℓ)	通常 0 最大 0
浮遊物質量 (m g／ℓ)	通常 0 最大 0
窒素含有量 (m g／ℓ)	通常 3, 2 1 7 最大 3, 2 1 7
燐含有量 (m g／ℓ)	通常 0 最大 0
ふっ素含有量 (m g／ℓ)	通常 5, 9 1 6 最大 5, 9 1 6

(コ)

名称	F—1 5 1 2 A 1
汚水等の量 (m ³ ／日)	通常 0. 5 8 最大 0. 7 0
水素イオン濃度	通常 5～1 0 最大 5～1 0
化学的酸素要求量 (m g／ℓ)	通常 3 5 1 最大 3 5 1
浮遊物質量 (m g／ℓ)	通常 0 最大 0
窒素含有量 (m g／ℓ)	通常 2 4 1 最大 2 4 1
燐含有量 (m g／ℓ)	通常 0 最大 0
ふっ素含有量 (m g／ℓ)	通常 6 5 6 最大 6 5 6

(サ)

名称	F—1 5 1 2 A 2
----	---------------

汚水等の量 (m ³ ／日)	通常 0. 5 8 最大 0. 7 0
水素イオン濃度	通常 5～1 0 最大 5～1 0
化学的酸素要求量 (m g／ℓ)	通常 3 5 1 最大 3 5 1
浮遊物質量 (m g／ℓ)	通常 0 最大 0
窒素含有量 (m g／ℓ)	通常 2 4 1 最大 2 4 1
燐含有量 (m g／ℓ)	通常 0 最大 0
ふっ素含有量 (m g／ℓ)	通常 6 5 6 最大 6 5 6

(シ)

名称	F—1 5 1 2 B 1
汚水等の量 (m ³ ／日)	通常 0. 5 8 最大 0. 7 0
水素イオン濃度	通常 5～1 0 最大 5～1 0
化学的酸素要求量 (m g／ℓ)	通常 3 5 1 最大 3 5 1
浮遊物質量 (m g／ℓ)	通常 0 最大 0
窒素含有量 (m g／ℓ)	通常 2 4 1 最大 2 4 1
燐含有量 (m g／ℓ)	通常 0 最大 0
ふっ素含有量 (m g／ℓ)	通常 6 5 6 最大 6 5 6

(ス)

名称	F—1 5 1 2 B 2
汚水等の量 (m ³ ／日)	通常 0. 5 8 最大 0. 7 0

水素イオン濃度	通常 5～10 最大 5～10
化学的酸素要求量 (m g／ℓ)	通常 351 最大 351
浮遊物質量 (m g／ℓ)	通常 0 最大 0
窒素含有量 (m g／ℓ)	通常 241 最大 241
燐含有量 (m g／ℓ)	通常 0 最大 0
ふっ素含有量 (m g／ℓ)	通常 656 最大 656

(セ)

名称	F—1602
汚水等の量 (m ³ ／日)	通常 0.50 最大 0.60
水素イオン濃度	通常 5～10 最大 5～10
化学的酸素要求量 (m g／ℓ)	通常 0.14 最大 0.14
浮遊物質量 (m g／ℓ)	通常 0 最大 0
窒素含有量 (m g／ℓ)	通常 412 最大 412
燐含有量 (m g／ℓ)	通常 0 最大 0
ふっ素含有量 (m g／ℓ)	通常 1,117 最大 1,117

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

使用時における当該汚水処理施設による処理後の汚水等の1日当たりの通常の量及び最大の量並びに当該汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値等

ア 処理施設名 排水処理設備 (C O D)

項目	処理後
----	-----

汚水等の量 (m ³ ／日)	通常 1, 600 最大 1, 760
水素イオン濃度	通常 5～9 最大 5～9
浮遊物質量 (mg／ℓ)	通常 3.7 最大 3.7
化学的酸素要求量 (mg／ℓ)	通常 17.5 最大 28
窒素含有量 (mg／ℓ)	通常 2.3 最大 2.3
燐含有量 (mg／ℓ)	通常 0.19 最大 0.19
ふっ素及びその化合物 (mg／ℓ)	通常 0 最大 0

イ 处理施設名 排水処理設備 (F)

項目	処理後
汚水等の量 (m ³ ／日)	通常 2,400 最大 2,640
水素イオン濃度	通常 5～9 最大 5～9
浮遊物質量 (mg／ℓ)	通常 8.4 最大 22.1
化学的酸素要求量 (mg／ℓ)	通常 4.5 最大 5.3
窒素含有量 (mg／ℓ)	通常 6.5 最大 6.5
燐含有量 (mg／ℓ)	通常 0.8 最大 1.1
ふっ素及びその化合物 (mg／ℓ)	通常 5.3 最大 19.0
アンモニア含有量 (mg／ℓ)	通常 78.9 最大 78.9

ウ 处理施設名 廃酸分解槽 (A-1901)

項目	処理後

汚水等の量 (m ³ ／日)	通常 35.6 最大 35.6
水素イオン濃度	通常 1以下 最大 1以下
浮遊物質量 (mg／ℓ)	通常 2.4 最大 2.7
化学的酸素要求量 (mg／ℓ)	通常 2.0 最大 2.2
窒素含有量 (mg／ℓ)	通常 4, 223 最大 4, 320
磷含有量 (mg／ℓ)	通常 0.13 最大 0.14
ふつ素及びその化合物 (mg／ℓ)	通常 18, 570 最大 19, 715
アンモニア含有量 (mg／ℓ)	通常 5, 128 最大 5, 245

(5) 排出水に関する事項

- ア 排水口名 総合排水口
 イ 排出水の量及び汚染状態

項目	
排出水の量 (m ³ ／日)	通常 4, 073.4 最大 4, 488.4
水素イオン濃度	通常 5～9 最大 5～9
浮遊物質量 (mg／ℓ)	通常 6.7 最大 14.7
化学的酸素要求量 (mg／ℓ)	通常 10.0 最大 14.6
窒素含有量 (mg／ℓ)	通常 39.4 最大 39.4
磷含有量 (mg／ℓ)	通常 0.58 最大 0.75
ふつ素及びその化合物 (mg／ℓ)	通常 3.2 最大 11.2

アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (m g / ℓ)	通常 15.8 最大 15.8
フェノール類含有量 (m g / ℓ)	通常 含有しない 最大 0.30
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (m g / ℓ)	通常 含有しない 最大 含有しない

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

令和8年1月16日から同年2月6日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市環境局環境監視部環境監視課

3 意見書の提出要領

事前評価に関する事項についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を、令和8年2月6日までに前項第2号の場所に到着するように提出すること。

北九州市告示第11号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可申請があつたので、同条第4項の規定によりその概要を告示し、同条第3項に規定する事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該特定施設の設置に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日までに、北九州市長に、事前評価に関する事項についての意見書を提出することができる。

令和8年1月16日

北九州市長 武内和久

1 申請の概要

(1) 申請者

北九州市若松区北湊町13番2号
日揮触媒化成株式会社北九州事業所
執行役員北九州事業所長 乗松達也

(2) 工場又は事業場の所在地及び名称

北九州市若松区北湊町13番2号
日揮触媒化成株式会社北九州事業所

(3) 設置される特定施設に関する事項

ア 名称、種類及び能力

名称	D-11 (No. 3DD排気ウェットスクラバ ー)
種類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188 号）別表第1の第27号ルに掲げる湿式集じん施 設
能力	8 m ³ /分

イ 使用時間間隔、1日当たりの使用時間、季節的変動及び設置年月日

使用時間間隔	連続
1日当たりの使用時間	24時間
季節的変動	なし
設置年月日	許可日以降

ウ 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の1日当たりの通常の量及び最大の量並びに当該汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値

汚水等の量 (m ³ ／日)	通常 10 最大 10
水素イオン濃度	通常 8.0 最大 8.0
浮遊物質量 (mg／ℓ)	通常 110 最大 110
化学的酸素要求量 (mg／ℓ)	通常 4 最大 4
窒素含有量 (mg／ℓ)	通常 1未満 最大 1未満
燐含有量 (mg／ℓ)	通常 1未満 最大 1未満

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

使用時における当該汚水処理施設による処理後の汚水等の1日当たりの通常の量及び最大の量並びに当該汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値等

処理施設名 廃水処理施設

項目	設置前	設置後
汚水等の量 (m ³ ／日)	通常 12, 100 最大 13, 873	同左
水素イオン濃度	通常 5.8 最大 8.6	同左
浮遊物質量 (mg／ℓ)	通常 27 最大 42	同左
化学的酸素要求量 (mg／ℓ)	通常 10 最大 15	同左
窒素含有量 (mg／ℓ)	通常 40 最大 60	同左
燐含有量 (mg／ℓ)	通常 0.2 最大 0.9	同左
ほう素及びその化合物 (mg／ℓ)	通常 5 最大 10	同左
ふつ素及びその化合物 (mg／ℓ)	通常 4 最大 8	同左

アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (m g / ℓ)	通常 4 0 最大 6 0	同左
生物化学的酸素要求量 (m g / ℓ)	通常 1 0 最大 1 5	同左

(5) 排出水に関する事項

ア 排水口名 N o . 4 排水口

イ 排出水の量及び汚染状態

項目	設置前	設置後
汚水等の量 (m ³ / 日)	通常 1 1 , 3 9 2 最大 1 2 , 9 8 8	同左
水素イオン濃度	通常 5 . 8 最大 8 . 6	同左
浮遊物質量 (m g / ℓ)	通常 2 7 最大 4 2	同左
化学的酸素要求量 (m g / ℓ)	通常 1 0 最大 1 5	同左
窒素含有量 (m g / ℓ)	通常 4 0 最大 6 0	同左
燐含有量 (m g / ℓ)	通常 0 . 2 最大 0 . 9	同左
ほう素及びその化合物 (m g / ℓ)	通常 5 最大 1 0	同左
ふつ素及びその化合物 (m g / ℓ)	通常 4 最大 8	同左
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (m g / ℓ)	通常 4 0 最大 6 0	同左
生物化学的酸素要求量 (m g / ℓ)	通常 1 0 最大 1 5	同左

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

令和 8 年 1 月 16 日から同年 2 月 6 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の毎日午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

(2) 場所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市環境局環境監視部環境監視課

3 意見書の提出要領

事前評価に関する事項についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を、令和 8 年 2 月 6 日までに前項第 2 号の場所に到着するように提出すること。

北九州市公告第30号

一般競争入札により、機器等の借入れ及び保守業務契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年1月16日

北九州市長 武内和久

1 調達内容

（1）業務の名称

特定在留カード及び特定特別永住者証明書対応に係る環境整備事業

（2）履行の内容等 仕様書で定めるとおり

（3）履行期間 契約締結日から令和8年3月31日まで

（4）履行場所 北九州市の指定する場所

（5）入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

（1）地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

（2）北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条の有資格業者名簿に記載されていること。

（3）北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 入札手続等

（1）契約条項を示す場所及び期間

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市総務市民局市民部区政推進課

イ 期間 この公告の日から令和8年1月30日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

（2）入札関係資料の交付方法 入札説明会は行わず、令和8年1月21

日午後 4 時 30 分まで、前号アの場所又は電子メールにて、入札関係資料を無償で交付する。

(3) 入札参加申出書の提出 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、令和 8 年 1 月 21 日午後 4 時 30 分までに入札参加申出書を第 1 号アの場所に提出しなければならない。

(4) 入札書の受領期限 第 1 号アの場所に、令和 8 年 1 月 30 日午後 1 時 30 分までに提出のこと。郵送による提出も可とする。

(5) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
北九州市総務市民局市民部区政推進課

イ 日時 令和 8 年 1 月 30 日午後 1 時 30 分

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の 100 分の 5 以上。ただし、契約規則第 5 条第 7 項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の 100 分の 5 以上。ただし、契約規則第 25 条第 7 項第 1 号又は第 3 号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効 契約規則第 12 条各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法 契約規則第 13 条第 1 項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約書作成に要する費用 全て落札者の負担とする。

(7) この公告に係る事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市総務市民局市民部区政推進課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

電話 093-582-2107

北九州市上下水道局公告第5号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年北九州市水道局管理規程第6号）第2条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替える北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和8年1月16日

北九州市上下水道局長 廣中忠孝

1 調達内容

（1）特定役務の名称及び数量

日明浄化センター汚泥搬出業務 一式

（2）履行の内容等 仕様書に定めるとおり

（3）履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

（4）履行場所 北九州市上下水道局長の指示する場所

（5）入札方法 脱水ケーキ及び洗砂の予定量に、それぞれ1トン当たりの単価を掛けた総価により行う。ただし、契約は、落札金額の1トン当たりの価格による単価契約とする。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

（1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

（2）北九州市上下水道局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成7年北九州市水道局管理規程第2号）第2条において準用する北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

（3）廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

第14条第1項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業（品目：汚泥）の福岡県知事の許可を受けた者であること。

(4) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、令和8年2月6日までに競争入札参加資格審査申請を行わなければならない。

4 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所及び期間

ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号
北九州市上下水道局下水道部施設課

イ 期間 この公告の日から令和8年2月27日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで。

(2) 入札説明書及び仕様書等の交付方法 北九州市上下水道局ホームページ入札・契約情報（http://www.city.kitakyushu.lg.jp/suidou/menu02_0001.html）からダウンロードする方法により交付する。

(3) 入札説明会 入札説明会は、行わないものとする。

(4) 競争参加の申出書の提出

ア 郵送による場合の競争参加申出書の提出期限 第1号アの場所に書留郵便により、令和8年2月6日午後5時までに必着のこと。

イ 持参による場合の競争参加申出書の提出期限 第1号アの場所にこの公告の日から令和8年2月6日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分までに提出のこと。

(5) 郵送による場合の入札書の提出期限 第1号アの場所に書留郵便により、令和8年2月25日午後5時までに必着のこと。

(6) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号
小倉北区役所庁舎西棟4階総務課会議室
イ 日時 令和8年2月27日午前10時

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、北九州市上下水道局契約規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第25号。以下「契約規程」という。）において準用する契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規程において準用する契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 保証人

ア 人数 1名

イ 要件 次に掲げる要件を備えた者でなければならない。

(ア) 契約の相手方が何らかの理由で契約を履行できなくなった場合、契約の相手方に代わって契約を履行できる者

(イ) 契約の相手方が発注者又は第三者に損害を与えた場合、契約の相手方に代わってその損害を補償できる者

(ウ) 契約規程において準用する契約規則第2条の規定に該当しない者で同規則第3条に規定する資格を有するものであること。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規程において準用する契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(5) 落札者の決定方法 契約規程において準用する契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて入札を行った者を落札者とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 契約書作成に要する費用は、全て落札者の負担とする。

(8) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(9) この公告に係る契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除

があった場合、発注者は、この契約を変更し、又は解除することができるものとする。

(10) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市上下水道局下水道部施設課

〒803-8510 北九州市小倉北区大手町1番1号

電話 093-582-2485

6 Summary

(1) Nature of service to be procured

Commissioned service for collection of sewage sludge of Hiagari Treatment Plant

(2) Deadline of Tender (by hand)

10:00a.m., February 27, 2026

(3) Deadline of Tender (by mail)

5:00p.m., February 25, 2026

(4) For further information, please contact:

Facilities Construction Division,

Sewer System Department, Water and Sewer Bureau,

City of Kitakyushu,

1-1 Otemachi, Kokurakita-Ku, Kitakyushu-city 803-8510 Japan

TEL 093-582-2485